

「財産評価基本通達」の一部改正(案)の概要

財産評価基本通達(以下「評価通達」といいます。)について、以下の改正を予定しています。

1 取引相場のない株式の評価(評価通達178、179、180、182、183 - 2、189、189 - 3、194 - 2)

取引相場のない株式の評価について、現下の社会経済の実態等を踏まえ、次の改正を行うこととします。

(1) 類似業種比準方式

イ 類似業種の株価について、現行に、課税時期以前2年間平均を追加します。

ロ 類似業種の配当金額、利益金額及び簿価純資産価額について、連結決算を反映させたものとしします。

ハ 配当金額、利益金額及び簿価純資産価額の比重について、現行の1 : 3 : 1から1 : 1 : 1に見直します。

(2) 評価会社の規模区分の金額等の基準

現在の上場審査基準に基づき、評価会社の規模区分の金額等の基準を見直します。

2 森林の立木の評価(評価通達113、115、116、117、118、119、120、別表2)

森林の立木の評価について、実態調査結果に基づき、次の改正を行うこととします。

(1) 杉及びひのき

イ 樹齢1年時の標準価額を引下げます。

ロ 切替樹齢を見直すとともに、切替樹齢の標準価額を引下げます。

ハ 標準伐期を見直します。

ニ 標準伐期から標準伐期の2倍の樹齢に適用する利率を引下げます。

(2) 松

標準価額を定めず、個別に評価することとします。

3 適用時期

上記1及び2については、平成29年1月1日以後に相続、遺贈又は贈与により取得した財産の評価に適用することとします。